

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
嘉島町	嘉島地区	R5.3.28	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	829.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	519.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	125.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	49.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24.5 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	98.7 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者が高齢化しており、後継者不足である ・農地が狭く、農作業効率が悪い ・オペレーター不足 ・農業用機械の維持管理が難しい
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>嘉島地区の農地利用については、農事組合法人かしま広域農場を含め認定農業者が担うこととし、農業機械の共同利用、農作業の受委託により作業効率の向上で営農継続を図る。 また、新たな担い手の育成・確保を支援していく。</p>
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状(令和3年度)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	●● ●●	普通作	330.00 ha	普通作	330.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	6.81 ha	普通作	7.00 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	6.14 ha	普通作・イチゴ	8.25 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	8.55 ha	普通作・イチゴ	10.25 ha	
認農	●● ●●	普通作・トマト	2.36 ha	普通作・トマト	5.10 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	5.16 ha	普通作・イチゴ	5.22 ha	
認農	●● ●●	普通作	2.51 ha	普通作・スナップ エンドウ	4.65 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	1.89 ha	普通作・イチゴ	1.89 ha	
認農	●● ●●	スナップエンドウ	0.15 ha	スナップエンドウ	0.15 ha	
認農	●● ●●	普通作	5.13 ha	普通作	8.50 ha	
認農	●● ●●	普通作 イチゴ	4.10 ha	普通作 イチゴ	4.10 ha	
認農	●● ●●	普通作	5.61 ha	普通作	8.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	20.60 ha	普通作	21.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	5.42 ha	普通作	7.50 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	0.88 ha	普通作・イチゴ	1.00 ha	
認農法	●● ●●	普通作・トマト	20.70 ha	普通作・トマト	22.50 ha	
認農法	●● ●●	普通作	12.64 ha	普通作	16.70 ha	
認農	●● ●●	花き	0.35 ha	普通作	0.35 ha	
認農	●● ●●	普通作	3.57 ha	普通作	7.00 ha	
認農	●● ●●	普通作・トマト	1.79 ha	普通作・トマト	3.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	9.78 ha	普通作	10.00 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	1.79 ha	普通作・イチゴ	1.79 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	2.68 ha	普通作・イチゴ	3.40 ha	
認農	●● ●●	普通作・イチゴ	3.80 ha	普通作・イチゴ	5.60 ha	
認農法	●● ●●	普通作	20.16 ha	普通作	25.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	4.29 ha	普通作	7.00 ha	

認農	●● ●●	普通作・トマト・ ゴーヤ	18.76 ha	普通作・トマト・ ゴーヤ・コーン	25.55 ha	
認農	●● ●●	普通作・アスパラ ガス・ニンニク	4.45 ha	普通作・アスパラ ガス・ニンニク	10.55 ha	
認農	●● ●●	普通作	10.30 ha	普通作	15.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	3.50 ha	普通作	6.00 ha	
認農	●● ●●	普通作・露地野 菜	5.51 ha	普通作・露地野菜	12.25 ha	
認農	●● ●●	普通作・花木	9.14 ha	普通作・花木	12.70 ha	
認農	●● ●●	普通作	7.20 ha	普通作	10.00 ha	
認農	●● ●●	普通作	11.00 ha	普通作	15.50 ha	
認農	●● ●●	普通作	6.30 ha	普通作	10.00 ha	
認農	●● ●●	普通作 酪農(35頭)	3.97 ha	普通作 酪農(50頭)	8.00 ha	
認農	●● ●●	普通作 露地野菜(タラ)	7.45 ha	普通作 露地野菜	15.00 ha	
認農法	●● ●●	普通作 酪農(300頭)	6.60 ha	普通作 酪農(330頭)	8.50 ha	
認農	●● ●●	普通作	5.98 ha	普通作	12.00 ha	
認農	●● ●●	普通作 酪農(20頭)	5.27 ha	普通作 酪農(40頭)	5.00 ha	
計	40人		592.29 ha		691.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

農業者が、自作地での営農をやめる際には、地権者の意向を考慮し、中心経営体へ農地の貸付けを行う。さらには、集積・集約化を積極的に中心経営体へ働きかける。

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が営農が出来なくなった場合は、農地中間管理機構を通じ、規模拡大を希望する中心経営体に対し農地の集積・集約化を図る。

基盤整備への取組方針

関係する土地改良区と共に、嘉島町広域協定運営委員会と連携し、用水路補修などを行う。また、各種補助金等を活用し、基盤整備等を行う。

鳥獣被害防止対策の取組方針

これといった被害は発生していないが、これまで取り組んでいるカモ被害対策などは今後も取り組んでいく。また、ジャンボタニシに対する被害防止対策にも、今後も取り組んでいく。

災害対策への取組方針

各種災害(水害、台風等)に対し、上益城地域振興局農林部農業普及・振興課及び上益城農業協同組合など関係部署と連携し、被害防止の研修や技術向上に取り組む。